養父市ボランティア・市民活動センター

ボランティアグループ活動助成金交付要綱

平成16年７月１日制定

平成20年４月１日改正

平成29年４月１日改正

（目的）

第１条　この要綱は、地域活動への主体的な参加を促進し、ボランティア活動の安定的かつ継続的な振興を図るため、ボランティア活動を行うグループに対する助成金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

（助成の対象）

第２条　助成の対象は、次の要件をすべて満たしているボランティアグループとする。

(1) 養父市ボランティア・市民活動センター（以下「市センター」という。）に登録していること。

(2) グループの主たる設立目的がボランティア活動であること。

(3) グループの主たる活動が、主として特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条別表（別表１）に掲げる活動分野であること。

(4) １年間で、グループ構成員以外の人に対する活動（事業）を６日以上行っていること。

(5) グループの構成人数が５人以上であること。

(6) グループの活動が継続的に行われていること。

(7) 養父市内を主たる活動地域としていること。

（助成対象経費及び助成額）

第３条　助成の対象となる経費及び助成額は、予算の範囲内で（別表２）に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第４条　助成金の交付を受けようとするのもの（以下「申請者」という。）は、ボランティアグループ活動助成金交付申請書（様式第１号）を市センター所長（以下「所長」という。）に、その指定する期日までに提出するものとする。

（交付決定）

第５条　前条による申請書の提出があった場合、所長は助成内容が適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、ボランティアグループ活動助成金交付決定通知書（様式第２号）を申請者に通知するものとする。

また、前項により交付決定をする場合、所長は当該助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは条件を付すものとする。

（助成金の請求）

第６条　助成の決定を受けた申請者は、ボランティアグループ活動助成金請求書（様式第３号）を所長に提出しなければならない。

（実績報告）

第７条　助成金の交付を受けたものは、助成事業が完了したとき、ボランティアグループ活動助成実績報告書（様式第４号）を所長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第８条　助成金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消し、助成金の全部または一部を返還させるものとする。

(1) 虚偽または不正な手段によって助成金の交付を受けたとき。

(2) その他当該要綱の交付目的に違反したとき。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、平成16年７月１日から施行し、平成16年６月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

 附 則

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

（別表１）

|  |
| --- |
| 特定非営利活動促進法　第２条別表1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5. 環境の保全を図る活動
6. 災害救援活動
7. 地域安全活動
8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
9. 国際協力の活動
10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11. 子どもの健全育成を図る活動
12. 情報化社会の発展を図る活動
13. 科学技術の振興を図る活動
14. 経済活動の活性化を図る活動
15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
16. 消費者の保護を図る活動
17. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
 |

（別表２）

助成の対象となる経費および助成額等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 助成対象 | 助成の対象となる経費 | 助成額 |
| ボランティアグループ | １　ボランティア活動をするための学習および研修経費（会場使用料、研修会参加費等）２　ボランティア活動に要する交通費３　ボランティア活動に要する機器、器材、原材料等の購入経費４　その他、所長が必要と認めた経費 | １グループあたり年額 　20,000円を上限とする |

（様式第１号）

**ボランティアグループ活動助成金交付申請書**

令和　　　年　　　月　　　日

養父市ボランティア・市民活動センター所長　様

グループ名

代表者名

　ボランティアグループ活動助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　助成金交付申請額　　　　　 　円

２　グループの活動計画

|  |  |
| --- | --- |
| 会員数 | 人　　 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月　日 | 活　動　内　容 | 活動場所 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

３　添付書類　　別紙①　収支予算書　（別紙①）

令和　　年度　　収支予算書

グループ名（ 　　　　　　　　 ）

【収　入】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 金　額 | 備　考 |
| 助　成　金 |  | 養父市社会福祉協議会 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　計 |  |  |

【支　出】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 金　額 | 備　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　計 |  |  |

（注）収支の計は、同額となります。

（様式第２号）

養社協　第　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　 　様

養父市ボランティア・市民活動センター

所長

**ボランティアグループ活動助成金交付決定通知書**

　令和　　年　　月　　日付で申請のあったボランティアグループ活動助成金については、下記のとおり交付を決定しましたので、通知します。

記

交付決定額　　　　金　　 　　円

（様式第３号）

**ボランティアグループ活動助成金請求書**

金　　 　　円

但し、令和　　年度ボランティアグループ活動助成金として

上記のとおり、助成金を交付されたく、ボランティアグループ活動助成金交付要綱第６条の規定により請求します。

令和　　　年　　　月　　　日

 養父市ボランティア・市民活動センター所長 　様

グループ名

住　　所

代表者名

|  |  |
| --- | --- |
| 振込先金融機関名 |  |
| 口　座　番　号 |   |
| 口　座　名　義 |  |

（様式第４号）

**ボランティアグループ活動助成実績報告書**

令和　　　年　　　月　　　日

養父市ボランティア・市民活動センター所長　様

グループ名

代表者名

　ボランティアグループ活動助成金の交付を受けて事業を実施したので、下記のとおり報告します。

記

１　助成金交付額　　　　　　 　　円

２　グループの活動実績

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 月　日 | 活　動　内　容 | 活動場所 | 対象人数 | 活動人数 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 月　日 | 活　動　内　容 | 活動場所 | 対象人数 | 活動人数 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

３　グループの決算

【収　入】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 金　額 | 備　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　計 |  |  |

　　【支　出】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　目 | 金　額 | 備　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　計 |  |  |